

福生市男女共同参画行動計画 (第5期)

平成28年度～平成32年度

概要版

～あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり～



福 生 市

平成28年3月

●男女共同参画社会とは？

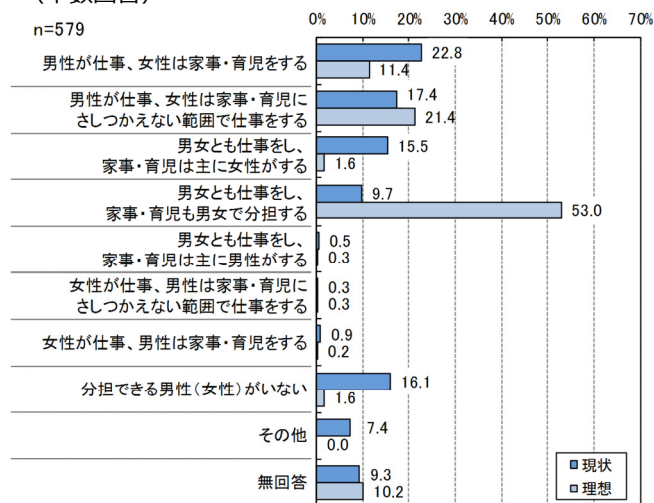
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任をになうべき社会のことをいいます。

福生市の男女共同参画の現状って？

●性別役割分担意識について

男女の性別役割分担が十分に解消されていない

(単数回答)



男女の性別役割分担について、理想と現実に差がみられます。理想では、「男女とも仕事をし、家事・育児も男女で分担する」が5割を超え最も高くなっている一方、現状では、「男性が仕事、女性は家事・育児をする」が2割を超え最も高くなっています。

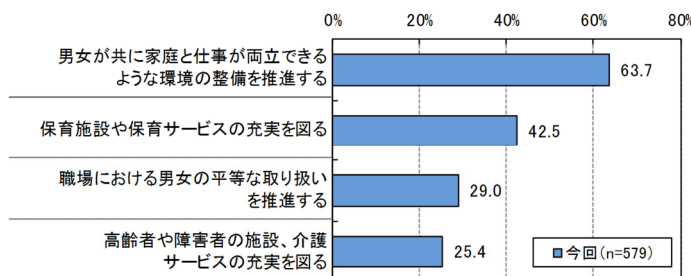
仕事と家庭・育児を男女で分担し取り組んでいこうとする意識があるものの、現実には男女の性別役割分担が十分に解消されていないことがうかがえます。

資料：「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成26年度)

●男女共同参画実現のために重要なこと

家庭と仕事の両立に向けた支援が求められている

(複数回答：上位4項目を抜粋)



男女共同参画社会の実現に重要なことについては、「男女が共に家庭と仕事で両立できるような環境の整備を推進する」が6割を超え最も高く、次いで「保育施設や保育サービスの充実を図る」、「職場における男女の平等な取り扱いを推進する」となっています。

資料：「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成26年度)

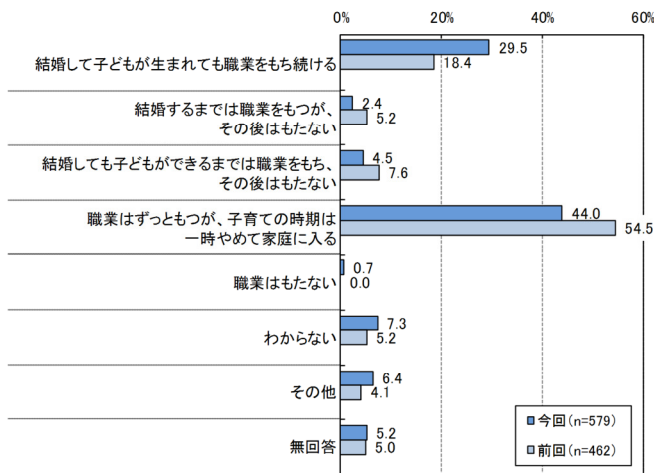
●なぜ、男女共同参画社会が重要なのか？

現代社会では、人々の価値感や生活スタイルが多様化し、仕事、家庭、地域生活など、多様な活動に対する関わり方の希望も人それぞれとなっています。そこで、全ての人が性別に関わりなく、自らの意思によって生き方を選択し、それぞれの個性と能力を最大限に発揮することで、一人ひとりの人生を豊かにする男女共同参画社会の実現が求められています。

●女性と就労について

子育て期も含めた女性の就労継続への希望が高まっている

(単数回答)



女性と職業の望ましいかわり方については、「職業はずっともつが、子育ての時期は一時やめて家庭に入る」の『中断再就職型』が4割を超え最も高く、次いで「結婚して子どもが生まれても職業をもち続ける」の『職業継続型』が約3割となっています。

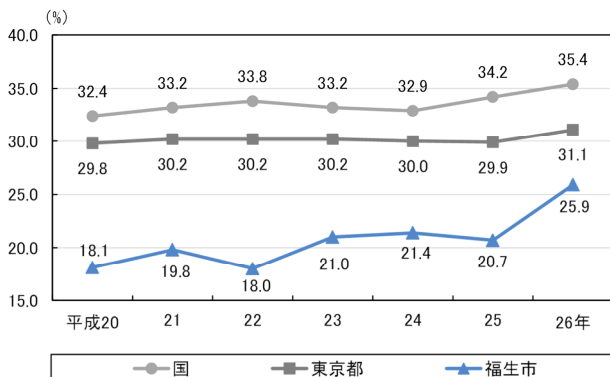
前回と比較すると、『職業継続型』が増加しており、子育て期も女性が働き続けることに肯定的な考えをもつ割合が高まっています。

資料：今回…「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」(平成26年度)
 前回…「福生市男女共同参画に関する市民意識・実態調査」(平成18年度)

●審議会等における女性の参画状況

引き続き審議会等への女性の参画を図ることが必要

(福生市/都・国比較)



女性の参画率を示す指標である、審議会等における女性委員の割合については、平成26年4月1日現在では25.9%となっています。平成20年以降参画率は上昇していますが、市で掲げる30%の目標達成に向けては、引き続きの取組が必要です。

資料：東京都、福生市…内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(各年4月1日現在)
 国…内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」(各年9月30日現在)

計画策定の趣旨

平成 11（1999）年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の実現を、「21 世紀の我が国の最重要課題の一つ」として位置付けました。これを受けて、法制度の整備等さまざまな取組を展開してきましたが、近年では、男女間の暴力や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの新たな課題に対する取組も進められています。

福生市（以下「本市」という。）においても、平成 23（2011）年に策定した「福生市男女共同参画行動計画（第4期）」に基づき各種施策の推進に努め、男女が対等な立場で活躍できる場を拡大してきました。一方で、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組まなければならない新たな課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置付け

- (1) 本計画は、男女共同参画に関する社会的な動向を鑑み、「福生市男女共同参画に関するアンケート調査」の結果や、「福生市男女共同参画審議会」からの提言を受けて、男女共同参画社会の実現に向けた本市の総合的な施策の指針とするものです。
- (2) 本計画を、以下の法律に基づく各計画として位置付けます。
 - ・「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく市町村男女共同参画計画
 - ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV 防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
 - ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条の2に基づく市町村推進計画
- (3) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画（第4次）」及び都の「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン 2012」を踏まえた上で、「福生市総合計画（第4期）」との整合性を図っています。

計画策定の期間

計画期間は、平成 28（2016）年度から平成 32（2020）年度までの5年間とします。

27 年度 (2015)	28 年度 (2016)	29 年度 (2017)	30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)
	福生市男女共同参画行動計画（第5期）				
					見直し

計画の基本理念

日本国憲法が基本理念の一つに掲げる「個人の尊厳と両性の本質的平等」、男女共同参画社会基本法第3条、東京都男女平等参画基本条例の方針「性別による権利侵害の禁止」にみられるように、性別にかかわらず個人の尊重は、人間としての生きる権利を保障するものです。男女共同参画社会の実現に向けては、市民一人ひとりがこの人権尊重の意識を持ち、個人の違いを豊かさとして認識することで、互いの個性を認め合うことが重要となります。

本市は、「女性も男性も一人ひとりの人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野へ共に参画し、共に責任を担う男女共同参画社会」の形成を目指すにあたり、本計画の基本理念を以下に掲げます。

あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり

計画の主要課題

人権の尊重は男女共同参画社会の形成に向けたあらゆる施策の基盤となる考え方であり、本市においても基本理念において、「あらゆる男女の人権が尊重される社会づくり」を掲げています。「福生市男女共同参画行動計画（第4期）」の実績や現状に関する分析を踏まえたうえで、本計画においては、基本理念に基づいて次の4つの主要課題を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

主要課題<第1>

男女共同参画社会形成への意識づくり

▶P7 参照

主要課題<第2>

**ワーク・ライフ・バランス
（仕事と生活の調和）の推進**

▶P8 参照

主要課題<第3>

あらゆる暴力の根絶

▶P9 参照

主要課題<第4>

**あらゆる分野における
男女共同参画の推進**

▶P10 参照

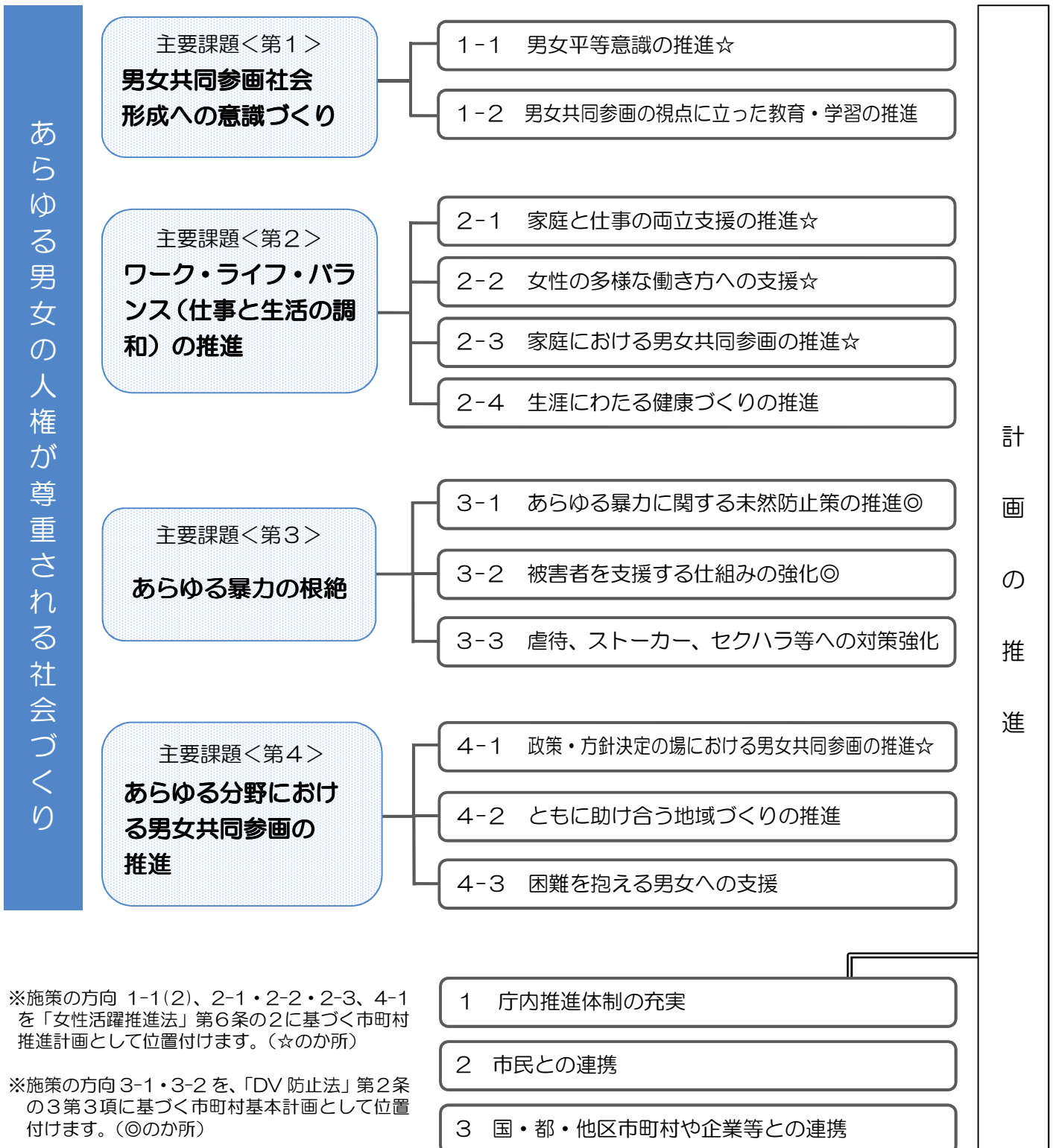
計画の体系

本計画の体系では、4つの主要課題の下に12の施策の方向を設定します。また計画全体にかかわる「計画の推進」についても3つの視点から定めます。

【基本理念】

【主要課題】

【施策の方向】



※施策の方向 1-1(2)、2-1・2-2・2-3、4-1 を「女性活躍推進法」第6条の2に基づく市町村推進計画として位置付けます。(☆のか所)

※施策の方向 3-1・3-2 を、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。(◎のか所)

主要課題<第1>

男女共同参画社会形成 への意識づくり

男女が個々の個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画していくためには、誰もが男女共同参画の理念と意義に対する理解を深め、国籍や人種にかかわらず、互いの人権を尊重し男女平等意識を醸成していくことが重要です。本市においてこれまで取り組んできた啓発活動を引き続き推進し、東京都と連携した人権教育等に取り組むことにより、男女共同参画の実現に向けた各市民の行動を促す意識を醸成します。

【具体的な取組】

施策の方向	施策	具体的施策
1-1 男女平等意識の 推進	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進	1 男女共同参画社会の形成のための啓発の推進 2 男女共同参画に関連する交流の場の形成
	(2) 男女共同参画に関する情報収集と提供☆	1 男女共同参画推進のための情報の収集と提供 2 男女共同参画社会の形成に関する調査及び研究
	(3) 多文化共生に向けての男女共同参画の推進	1 国際理解、交流の推進 2 平和活動の推進
1-2 男女共同参画の 視点に立った 教育・学習の推進	(1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進	1 教育内容の充実 2 学校運営の充実
	(2) 男女共同参画に関する社会教育の推進	1 学習機会の提供の充実

●できることを考えてみましょう！

✓「男らしく」、「女らしく」といった性別にこだわりすぎていませんか？

男女共同参画の視点を持って毎日を過ごしてみましょう。

✓男女共同参画についてどんなことを知っていますか？

市で発行している男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を読んでみましょう。

また、市で実施している、フォーラムやセミナーに参加してみましょう。

✓男女共同参画に関する調査や研究を知っていますか？

市が公表している結果を見てみましょう。



主要課題<第2> ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)の推進

男女がともに社会のあらゆる分野に参画していくために、仕事、家庭生活等の活動にバランスよく参画できる環境づくりを進めます。また、女性が働きやすい環境づくりに向けた制度面の整備・啓発や、ワーク・ライフ・バランスに対する市民の理解づくりと、長時間労働が一般化する現代社会の状況を踏まえ、性別にかかわらず生涯にわたる健康づくりを支援します。

【具体的な取組】

施策の方向	施策	具体的施策
2-1 家庭と仕事の両立 支援の推進☆	(1) 家庭と仕事の両立 に対する理解促進	1 ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発 2 ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ 3 ポジティブ・アクションの推進
	(2) 子育て支援サービ スの充実	1 乳幼児保育の充実 2 児童の健全育成の充実 3 育児相談・指導の充実 4 交流を通じた育児支援の推進
	(3) 介護支援サービ スの充実	1 介護支援サービスの充実
	(4) 適切な情報提供の 実施	1 福祉に対する理解の推進
2-2 女性の多様な働き 方への支援☆	(1) 女性の能力開発の 推進	1 女性の能力開発のための支援の充実
	(2) 女性の就業・再就 職支援	1 就労環境の整備 2 女性のための就労支援の充実
2-3 家庭における男女 共同参画の推進☆	(1) 家事・育児・介護 への男女共同参画 の推進	1 家庭における共同分担意識の醸成
2-4 生涯にわたる健康 づくりの推進	(1) 母性保護と母子保 健の推進(リプロダク ティブ・ヘルス/ライツ)	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組 2 母性保護の推進 3 母子保健事業の充実
	(2) 心身の健康づくり の推進	1 健康診査等の実施 2 健康づくりへの支援

●できることを考えてみましょう！

✓家族の誰かに、家事の負担が集中していませんか？

家族や夫婦で話し合い、家事や育児、介護を分担しましょう。

✓育児や介護は自分に関係ないと思っていないですか？

自分だったら…と、育児や介護への関わり方を考えてみましょう。

✓育児休業や介護休業の取得を検討してみませんか？

家庭と生活の調和を図りましょう。



あらゆる暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかしながら、暴力の形は多様化しており、根絶に向けた引き続きの取組が必要です。DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV、高齢者や子どもに対する虐待等、あらゆる暴力について、被害者が適切に相談・支援を受けられるよう、相談体制を整備し、関係機関と連携しての被害者の早期発見を進めます。また、暴力を未然に防ぐため、啓発活動に取り組みます。

【具体的な取組】

施策の方向	施策	具体的施策
3-1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進◎	(1) DV・デートDVに関する正しい知識の啓発	1 DV・デートDVに関する啓発の実施 2 人権について考える機会の提供
3-2 被害者を支援する仕組みの強化◎	(1) 相談体制の強化と周知	1 DVに関する相談窓口の周知
	(2) 被害者の自立支援の推進	1 被害者に対する支援措置の実施
3-3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化	(1) 早期発見のための取組と連携強化	1 ハラスメント防止に向けた取組の推進 2 高齢者への虐待防止の取組の充実 3 児童への虐待防止の取組の充実 4 障害者への虐待防止の取組の充実

●できることを考えてみましょう！

✓身体を傷つけることだけが暴力だと思っていないか？

精神を傷つけるひどい言葉も立派な暴力です。暴力に対する正しい認識を持ちましょう。

✓交際相手と対等な関係を築けていますか？

例え交際している男女間でも、日々の行動への経済（金銭）的制限や社会的制限、性的な行為の強要など、相手の心身を傷つける行為は「デートDV」と呼ばれる暴力です。

✓身近な人や近所の人で暴力を受けている人は思い当たりませんか？

地域で暴力の可能性のある人を見かけたら、さまざまな機関に通報・相談しましょう。



主要課題<第4>

あらゆる分野における 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、これまで男女が平等でなかった分野を含め、男女がともに社会のあらゆる分野において、対等に参画していくことが必要です。政策・方針決定過程への女性の参画と庁内における男女共同参画を進めることにより、男女双方の政策・方針決定過程への参画を促進します。また、地域社会における男女の自己実現を図り、男女共同参画を意識した災害時への備えを進めます。さらには、ひとり親家庭が多いという本市の現状を踏まえ、困難を抱える男女に対する支援を進めます。

【具体的な取組】

施策の方向	施策	具体的施策
4-1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進☆	(1) 政策・方針決定の場への男女の意見の反映	1 審議会等への女性の登用の促進 2 市政への女性意見の反映
	(2) 女性リーダーの育成	1 女性人材の発掘及び育成 2 女性の参画機会の提供
	(3) 庁内における男女共同参画の推進	1 女性職員の積極的登用 2 市庁内における男女平等の徹底
4-2 ともに助け合う地域づくりの推進	(1) 地域活動への男女共同参画の推進	1 地域活動の推進
	(2) 地域防災への男女共同参画の推進	1 防災意識の醸成
4-3 困難を抱える男女への支援	(1) ひとり親家庭や性的少数者等への支援	1 ひとり親家庭への支援の充実 2 性的少数者に配慮する意識の醸成

●できることを考えてみましょう！

✓市政に興味をもったことはありますか？

市の施策を進めるには、年齢・性別にかかわらず市民の皆様からのご意見が重要です。パブリック・コメントなどの機会にぜひ積極的にご意見をお寄せください。

✓地域活動や地域の防災活動に参加したことはありますか？

性別にかかわらず過ごしやすい毎日を送ったり、いざという時の連携をしたりするために、日頃から地域のほかの住民の方と協働してみましょう。

✓困難に直面した時、我慢していませんか？

ひとりで抱え込まないで、誰かに相談してみませんか。12ページもご参照ください。

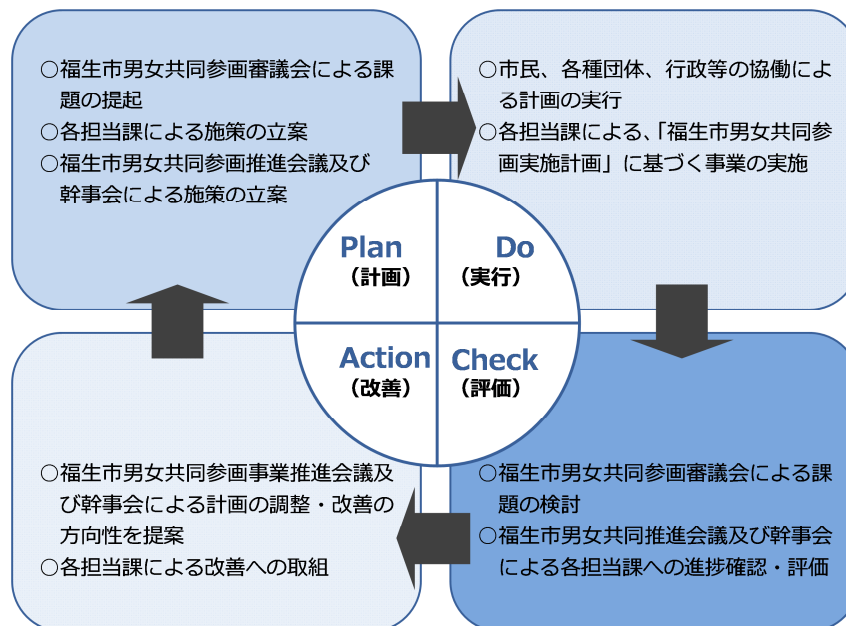


計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の充実

本計画で位置付けた施策の効果的な実施に向けて、庁内外の組織同士、また各課の職員が連携しながら事業を推進する体制を確立します。計画の実効性の確保に向けて、PDCA (Plan Do Check Action) の視点に基づく進捗管理を行います。各課の取組について、市民に対するアンケート調査の結果や各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。また、数値目標を設定した事業については、数値目標による進捗評価も行います。庁内の施策の計画的な実施にあたっては、3か年ごとの「福生市男女共同参画実施計画」を策定し、毎年度見直しを行います。

【計画の推進体制】



(2) 市民との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、市民・市民団体・事業所等と連携して施策の実施を推進していくことが重要です。男女共同参画に向けての取組にあたっては、市民団体や、男女共同参画フォーラムの市民実行委員会の公募などにより、市民が男女共同参画事業の担い手となる機会をつくり出し、市民と行政が一体となつての計画推進に努めます。また、本計画の進捗状況を広く市民に公開します。

(3) 国・都・他区市町村や企業等との連携

男女共同参画の事業の実施にあたっては、本市だけの解決が困難な課題が存在します。事業所における労働環境の改善に向けた働きかけや女性の就業に対する支援、DVをはじめとした暴力の被害者に対する保護・支援等については、必要に応じてほかの機関を紹介するなど、国・東京都・関係機関と連携して対応します。また、問題の解決にあたって国や東京都が措置を講じる必要があると考えられる場合には、必要に応じて要望や提言に取り組みます。他方、ほかの区市町村や企業等の取組についても情報収集を行い、必要に応じて視察を行うなど、市の取組の参考とします。

●相談してみましよう！

東京都

■東京ウィメンズプラザ

○男性のための悩み相談

電話 03-3400-5313（電話から要予約） ※毎週月曜日と水曜日 17～20時

男性の抱えるさまざまな悩みに男性相談専門の相談員が対応します。まずはお電話ください。

○一般相談

電話 03-5467-2455（電話相談、必要に応じて面接面談） ※平日 9～21時

DV やハラスメント、夫婦や親子の問題、職場の人間関係など、さまざまな悩み相談に応じます。

福生市

○女性悩みごと相談

（福生市）秘書広報課広報広聴係

電話 042-551-1529（直通・要予約）

女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談に応じます。福生市にお住まいの女性ならどちらでも相談を受けることが可能です。来所できない場合は電話での相談も可能です。

福生市男女共同参画行動計画（第5期）・概要版

発行年月 平成28年3月

発行 福生市 生活環境部 協働推進課

男女平等推進担当

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

Tel 042-551-1590

Fax 042-552-9433
